

生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は別府中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は別府中学校生徒で組織する。
- 第3条 本会は生徒の自主的な活動によって会員相互の進歩向上を図るとともに、教師の助言と指導とにより、明朗な学校建設に努力することを目的とする。

第2章 役 員

- 第4条 本会には次の役員を置く。
- | | |
|-------|--------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 3名（原則） |
| 執行委員 | 10名 |
- 第5条 役員は別に定めた選挙規定により選出する。執行委員は生徒会各委員会の委員長・副委員長をつとめる。
- 第6条 会長は最高責任者として本会を代表し、代議員会・総会を招集開催し本会の目的達成を図る。
- 第7条 副会長は会長を助け、会長不在のときはその代理をつとめる。
- 第8条 会長・副会長は本部役員として、本会の活動計画立案と実行、記録事務とその整理・保管等の責任をもつ。
- 第9条 執行委員は、各委員をまとめ、生徒会活動計画の実行に努める。
- 第10条 役員は、役員会を構成し、必要に応じて会務を処理する。そのために本校内に事務局を設けることができる。
- 第11条 役員は専任とし、任期は1年(1月1日より同年12月31日まで)とする。
- 第12条 会員の3分の1以上の署名をもって解任請求が選挙管理委員会に提出され通過した場合は、信任投票を行い会員の3分の2以上が不信任を表明したときその役員は解任される。

第3章 機 関

第13条 本会は目的達成のため次の機関を置く。

- | | |
|-----------|---------|
| 1 生徒総会 | 2 代議員会 |
| 3 委員会 | 4 特別委員会 |
| 5 選挙管理委員会 | 6 学級会 |
| 7 部連絡協議会 | |

第1節 生徒総会

第14条 生徒総会は本会の議決機関である。

第15条 生徒総会は次の場合会長が招集する。

- 1 会則の改正案が役員を通過したとき
- 2 役員の任免・進退承認のとき
- 3 行事計画審議のとき
- 4 その他必要と認めたとき

第16条 定期総会は通常年1回とし5月初旬に開くものとする。

第17条 総会の招集は原則として5日前に告示し、会員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席会員の過半数をもって決する。

第2節 代議員会

第18条 代議員会は本会の代行議決機関である。

第19条 代議員会は学級より選出された委員長、副委員長と各委員会及び特別委員会の委員長、副委員長、部連絡協議会の代表、さらに本部役員で構成する。

第20条 代議員会は月1回以上開催するものとする。

第21条 代議員会は代議員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席議員の過半数で決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

第22条 代議員会は次のことを行う。

- 1 会則改正案及び生徒総会に提出する議案の審議
- 2 学級・委員会・部連絡協議会からの提出議案の審議
- 3 各種事業計画の審議
- 4 その他

第23条 代議員会は原則として公開する。

第24条 代議員の任期は1学期間とする。ただし、再任を妨げない。

第3節 委員会

- 第25条 委員会は本会の執行機関である。
- 第26条 委員会は学習・厚生・保体・図書・美化の5委員会とする。
- 第27条 委員会は原則として学級より選出された男女各1名の委員をもって構成する。
- 第28条 各委員会は書記1名を委員中より互選する。
- 第29条 委員長は委員会をまとめ、月1回以上委員会を開催し、代議員会に提出する議案を協議する。
- 第30条 副委員長は委員長を助け、委員長不在のときはその代理をつとめる。
- 第31条 書記は委員会の記録事務を管理しその整理と保管の責任をもつ。
- 第32条 委員の任期は1学期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 第33条 各委員会は別に定める事業を行う。

第4節 選挙管理委員会

- 第34条 選挙管理委員会は学級より選出された1名の委員をもって構成する。
- 第35条 選挙管理委員会の仕事は別に定める選挙規定による。

第5節 学級会

- 第36条 学級委員は委員長及び副委員長・学習・厚生・保体・図書・美化の各委員が兼任し学級活動の計画立案・実行・反省を推進する。

第6節 部連絡協議会

- 第37条 部は文化部と体育部に分かれ、会員は希望によりそのいずれかの部に参加できる。
- 第38条 各部には部長・副部長・書記など必要な係をおく。
- 第39条 部長は部をまとめ、部長不在のときは副部長が代理をつとめる。
- 第40条 書記はそれぞれ部の記録の責任をもつ。
- 第41条 各部長は文化及び体育部連絡協議会をもち、それぞれの協議会に常に出席して、部相互の連絡にあたる。
- 第42条 文化・体育各部連絡協議会における代表者各1名は常に代議員会に出席する。
- 第43条 各連絡協議会の代表者は各部部長の中より互選する。
- 第44条 各部の部長は代議員会の要求に応じて代議員会に出席し意見をのべることができる。
- 第45条 部役員の任期は1学期とする。ただし、再任を妨げない。
- 第46条 各連絡協議会は別に定める事業を行う。

第4章 選 挙

第47条 選挙は別に定める選挙規定による。

第5章 会則改正

第48条 会則の改正は総会出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

第6章 補 則

第49条 本会の決議事項はすべて学校長の承認を経なければならない。

第50条 本会則を実施するのに必要な事項は、付則として別に定める。

第51条 本会則は昭和60年4月1日よりこれを実施する。

昭和60年 4月 制定

平成 9年12月 一部改正

平成16年12月 一部改正

令和 4年 1月 一部改正

付 則

第1条 緊急議案は役員会議の上処理し、次回代議員の承認を求めるものとする。